

森環総第704号

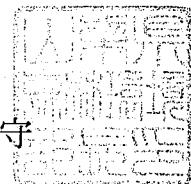
平成26年5月16日

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部  
環境保全統括部長 内田 吉彦 様

山梨県森林環境部

部長 守屋 守



### 中央新幹線の環境影響評価について（要請）

貴社におかれましては、先般、国土交通大臣に対し、標記事業に係る環境影響評価書を送付されたところですが、この内容について確認したところ、準備書に対する本県の知事意見が十分に反映されていない点があることから、今後、手続きが進められる評価書の補正等に際しましては、次に掲げる項目について、知事意見を踏まえて適切に反映されるよう要請いたします。

#### 1 騒音・振動について

走行に係る騒音・振動については、今後においても、新たな知見の集積や技術開発等により、更なる環境保全措置の検討を進めるとともに、補正した評価書において予測地点を追加すること。

#### 2 水資源について

建設工事に伴う河川、沢及び温泉源への影響については、水量、水質について、工事の着手前及び期間中の監視を行い、問題点等を確認した場合は迅速に報告すること。

#### 3 動物、植物、生態系について

動物、植物、生態系の環境保全措置については、対象種の確認地点や地域ごとの生息状況を考慮して検討し、工事着手前に情報提供をすること。

更に、環境保全措置の実施状況並びに効果の検証結果を中間報告書等において報告すること。

#### 4 景観について

フォトモンタージュ等を地元に説明するとした地点については、説明に用いた資料を中間報告書等において報告すること。

また、橋梁や高架橋のデザイン等について十分に検討するとともに、中間駅の景観については、その周辺に整備する施設との調和に配慮すること。

#### 5 発生土について

発生土置き場の候補地をできるだけ早期に決定した上で、環境保全措置の内容を詳細なものとするために必要な調査及び影響検討を行い、その結果について報告すること。

また、工事用車両の運行に係る事項について、実際の運行を開始するまでに実施する環境保全措置の内容を明らかにすること。